

みどりと景観のまちづくり



イメージキャラクター
K-KAN君

景観は住む人、訪れる人が持つまちの印象に大きな影響を与えます。魅力あるまちにするためには、地域にある景観をまちづくりに生かす必要があります。そこで、「都城市みどりと景観のまちづくり計画」（以下「計画」）を策定しました。今回は、この計画に基づくまちづくりについて紹介します。

◎問い合わせ 都市計画課 ☎23-2762

計画の策定まで

市では、平成6年に施行した「都城市都市景観条例」に基づき、まちづくりを進めてきましたが、平成17年の景観法の全面施行や市町村合併などの環境の変化に対応するため、景観法に基づく計画を策定するとともに、関連条例の改正を行いました。

都城のみどり豊かな自然に囲まれた大きなキャンパスは、私たちみんなの作品です。未来に残したい風景を守りながら素敵な景観を描きましょう。

霧島山と大淀川に育まれた田園都市人と風土がつなぐ都城の景観

計画では、それぞれの人が主役となり、都城に住む人の優しい気持ちや暮らしの営みが景観にあらわれ、ふるさとへの愛着と豊かな心を育む、居心地のよいまちづくりを推進していきます。

景観とは

景観は、自然やまち並みなどの目に見えるものだけでなく、にぎわいや雰囲気などの目に見えないものも含まれます。

まちに住む人や訪れる人が、見て感じるができる「まちそのものの姿」です。

まもり、つくり、そだてる景観

計画では、基本理念の実現のため、次の3つの基本方針を定めています。文中の「景」とは、「みどりと景観」を指します。

①霧島山や河岸段丘などの豊かなみどりに包まれた「みやこんじょ」の景をまもる

自然景観やふるさとの風景の保全を図ります。また、歴史、文化を感じさせる景観を地域資源として認識し、「都城らしさ」として守ります。



②地域資源を活用した「みやこんじょ」の景をつくる

霧島山への眺望を大切にし、ふるさとに愛着と誇りを持つ景観をつくりまします。



③市民協働により愛着と誇りを持つ「みやこんじょ」の景をそだてる

市民が中心となったみどりと景観に関する活動の機会と場を提供することで、活動支援体制を確立し、市民協働のまちづくりの推進に取り組みまします。



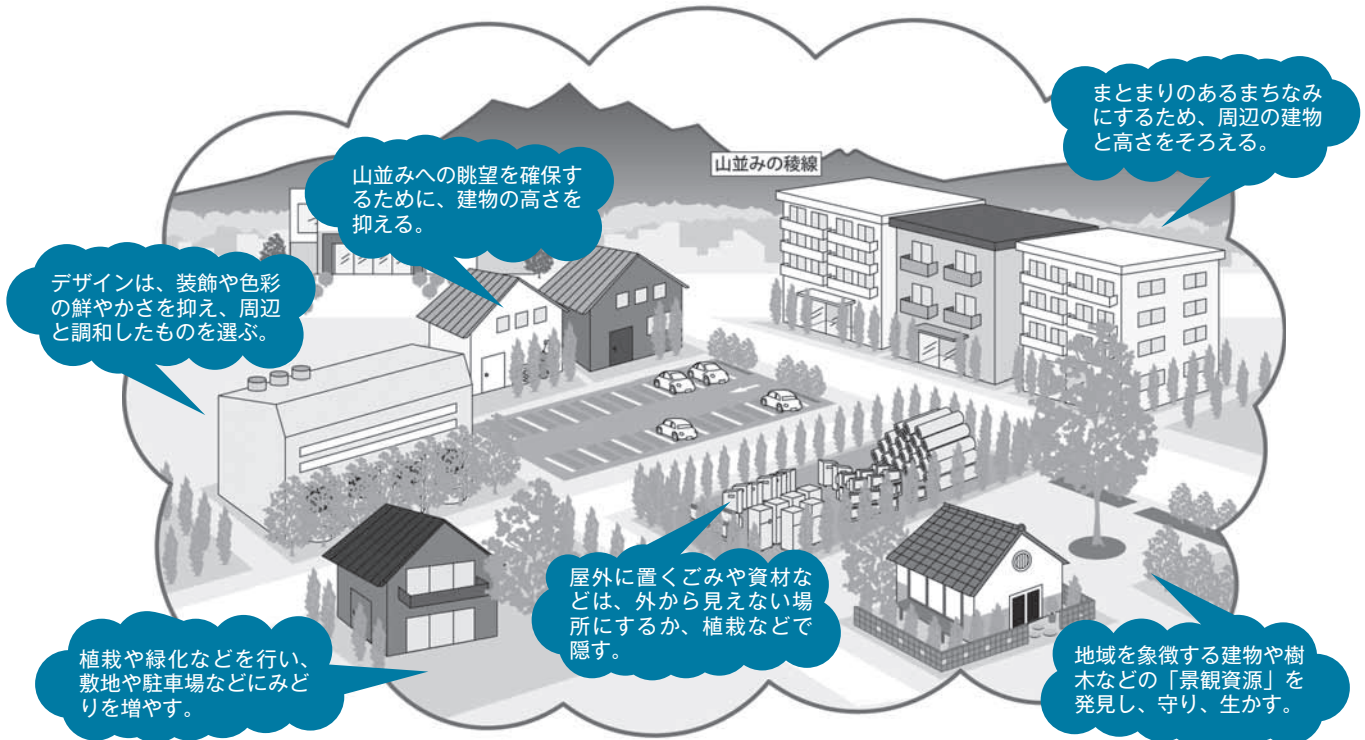
例えば、こんなことがみどりと景観のまちづくりにつながります

①安全・快適で暮らしやすい生活環境をつくりましょう

みどりは、空間に潤いや安らぎを与えるだけではなく、台風などの強い風から建物を守るなどの機能も持ち、まちの安全性も高めますので、積極的に植栽などを行いましょう。

②地域の歴史や文化を知り、愛着や誇りを育みましょう

地域のみどりと景観は、その土地の自然やそこに暮らす人々が作り出したものであり、歴史や文化と強く結びついています。地域の魅力を知り、愛着や誇りを育んでいきましょう。



第8回都城市景観図画コンクールの結果

市では、次代を担う小・中学生に都市景観に関する意識や関心を高めてもらおうと、毎年景観図画コンクールを開催しています。今年も723点の応募作品の中から、次の4人が特選受賞者に選ばれました。

○特選の受賞者



中郷中学校2年
永山 悟志さん



川東小学校2年
日野 ゆりなさん



大王小学校6年
河野 真那登さん



沖水中学校1年
萩原 春菜さん

景観条例に基づく届け出の内容や規模、基準が変わります

平成26年4月1日から景観に関する届け出の対象となる行為の内容や規模、景観形成基準が変更になります。また、景観法に基づいて、届け出の期限が行為の15日前から30日前までとなります。

内容については、市のホームページで確認するか、都市計画課に問い合わせください。なお、広報2月号で詳しく掲載する予定です。



景観シンポジウムin都城(無料)

景観まちづくりシンポジウムを県との共催で開催します。

景観図画コンクールの特選作品の展示も行います。どなたでも参加できますので、ぜひ、来場ください。

●日時 11月16日(土)
13時30分～16時20分 開場13時

●場所 南九州大学都城キャンパス3号館

※先着500人に花の種をプレゼント

NPO

で活動を始め みませんか？



はじめの一步

社会貢献活動は、「誰かの役に立ちたい」という思いから始まります。社会貢献活動と意識をしなくても、多くの人が自治公民館などで地域のさまざまな活動や課題解決に取り組んでいます。

人々のニーズも多様化する中、機会があればボランティア活動に参加してみたい人はたくさんいると思います。まずは、どんな団体

NPOは、行政に求められる公平性や企業が持つ利潤追求にとらわれずに、地域の課題解決に向けて、独自の目的で活動する団体です。NPOの中には、法人格を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）と法人格を持たないボランティア団体や市民活動団体などがあります。市内には、NPO法人53団体があり、日々、福祉や環境、教育、子育てなど、さまざまな分野で活躍しています。

◎問い合わせ
コミュニティ課 ☎23-12431

があり、どんな活動を行っているのか、知ることから始めてみませんか。

NPO法人の設立について

コミュニティ課では、NPO法人設立の申請手続きや、特定非営利活動促進法の内容についての相談に応じていて、設立に必要な事項を記載したパンフレットなども準備しています。

NPO法人やボランティア団体を支援する

都城市ボランティア福祉共育おうえんセンター

個人のボランティア活動や、

ボランティア団体の育成・支援

を行う都城市ボランティア福祉

共育おうえんセンターを、総合

社会福祉センター2階に開設し

ています。市民活動、ボランテ

ィア活動に関することなら、何

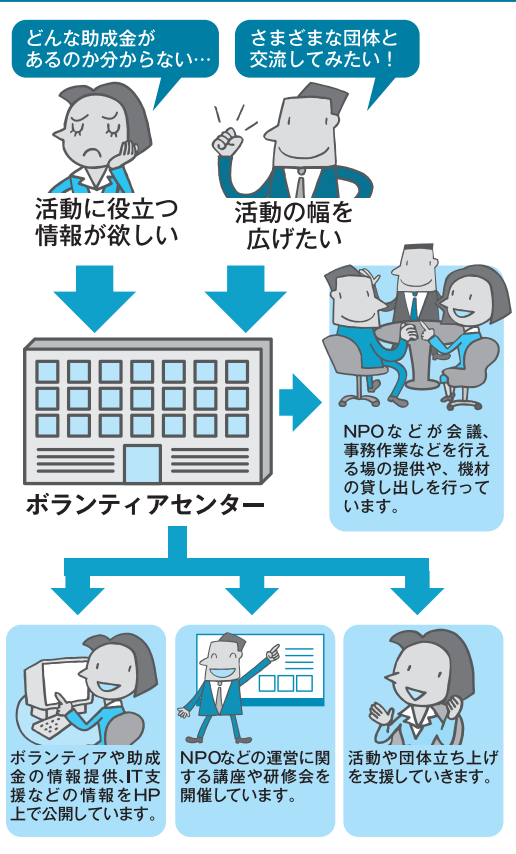
も気軽に相談ください。

● 主な支援内容

- ボランティア養成講座の開催、グループの育成
- 福祉教育の推進
- ボランティア保険の受付
- NPOの組織や運営の相談
- 助成金の情報提供

助成金の情報提供

◎問い合わせ 都城市ボランティア福祉共育おうえんセンター
☎25-17318
※詳しくは、ホームページで確認ください
<http://www.n-syakyoo.or.jp/>



地域で活躍する NPOの紹介

NPO法人ライフサポート和っはっは 代表 永吉 真由美さん (山之口町富吉)



会員それぞれが、医療や福祉などの現場で積んできた経験を生かして、地域貢献をしたいと考え設立した法人です。現在は、子育て中の母親たちに気分転換をしてもらおうと、子育て支援事業「カンガルーMOM」を都城島津邸などで実施しています。

今後は、法人の目的である「食べる、しゃべる、笑う、歌う、学ぶ」をテーマとした活動を子どもから高齢者までを対象に展開していきたいと考えています。

おもちゃ病院みやこんじょ

代表 益留 幸一さん (大岩田町)



おもちゃの修理や工作教室などを通じて「子どもたちの夢を育てる」「物を大切に作る心や科学する心を育む」目的で活動しています。

現在は、イオンモール都城駅前店で毎月第3土曜日におもちゃ病院を開院し、高齢者が持っている知識や技術、経験を活用し、地域のために役立てようと活動しています。

不要となったおもちゃは部品として活用するため、病院で引き取っていますので、ご協力ください。

メリット
● 団体名で契約ができる
● 代表者の交代が円滑にできる
● 資金調達の可能性が増える
● 公共事業に参加しやすくなる
● 社会的信用が高まる

制約事項
● 活動は、定款に明記されたものに制限される
● 厳正な事務処理が求められる
● 税の申告義務がある
● 情報開示が求められる

NPO法人を設立したらどうなる？
NPO法人となった場合、法人としてのさまざまな制約や義務がある一方、団体名での契約が可能となります。さらに、情報公開により社会的信用も高まり、資金調達の可能性も広がります。

NPO法人で活動するには？
NPO法人は、定款で条件を限定していない場合は、趣旨に賛同する人なら誰でも入会し、活動することができるようになっています。参加したい人は、各法人に直接、問い合わせください。

活動を助成しています
市では、地域の課題解決やコミュニティの活性化を図るため、市民活動団体などが、自ら企画・実施する事業に対して、その事業費の一部を「都城市市民公益活動支援事業費補助金」で助成しています。

募集時期や対象となる事業内容など、詳しくはコミュニティ課まで問い合わせください。

市内に事務所のあるNPO法人53団体(地区別)

地区名	法人数	主な分野
姫 城	6	国際交流、高齢者支援、子育て、教育、障がい者支援 (2)
小松原	6	生涯学習、文化、高齢者支援 (2)、障がい者支援、自殺対策
妻ヶ丘	5	学生支援、環境、障がい者支援、子育て (2)
祝 吉	4	スポーツ (2)、障がい者支援、地域活性化
五十市	4	高齢者・障がい者支援、医療、高齢者支援、障がい者支援
横 市	5	障がい者支援、まちづくり、歴史・文化、子育て、地域活性化
沖 水	2	子育て、障がい者支援
庄 内	2	高齢者・障がい者支援、食・農
中 郷	5	子育て、食・農、障がい者支援 (2)、環境
山之口	4	高齢者支援、環境、地域活性化、健康
高 城	2	歴史・文化、スポーツ
山 田	3	環境、障がい者支援、まちづくり
高 崎	5	高齢者・障がい者支援 (3)、生活困窮者支援、天体・自然学習

NPOの活動内容や連絡先などについては、コミュニティ課が発行する市民活動情報誌「友・誘・遊」や市役所ホームページ、ボランティア福祉共育おうえんセンターでも紹介しています。

なくそう！女性や子どもへの

暴力



11月は児童虐待防止推進月間

子どもを守るべき保護者（養育者）が、子どもの身体や心を傷つける児童虐待。こうした子どもへの虐待は、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待などが絡み合っ

て起こっていることが少なくありません。

周りの温かい目が、子どもたちの命を救います。身近にいる子どもたちを虐待から守るために、おかしいと感じたらすぐに、相談・通告先に連絡してください。

女性に対する暴力や子どもへの虐待は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄に関係なく、決して許されるものではありません。11月はこうした暴力や虐待をなくす推進月間です。私たちにできることは何か、この機会に地域や家族で話し合ってみましょう。

◎子どもの虐待に関すること

こども課 ☎23-2684

◎女性に対する暴力に関すること
生活文化課 ☎23-2121

都城市の現状

市では、子どもに関する相談窓口や都城市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら迅速に対応しています。

平成24年度、市に寄せられた39件の児童家庭相談のうち、虐待に

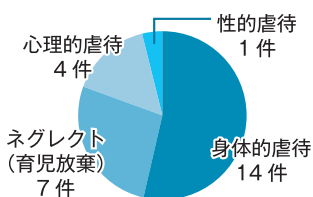
関する相談

が26件と大

半を占め、

特に身体的虐待の相談が多く寄せられていま

市に寄せられた虐待相談
(平成24年度)



なぜ虐待が起こるの？

虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合っ起こります。子どもへの虐待は、特別な事情があるわけではなく、どの家庭でも起こり得ることなのです。

●主な虐待の要因

- ①子育てからくるストレス
子どもといる時間が長い、子育ての相談相手や近所に知り合いがいけないなど
- ②家庭内のストレス
夫婦関係や家族関係がうまくいかない、経済的な不安があるなど
- ③養育者の問題
子どもがなつかない、虐待されて育った経験がある、病気など

子どもを虐待から守るための五力条

- ①おかしいと感じたら迷わず連絡
- ②しつけのつもりは言い訳
(子どもの立場に立って判断)
- ③一人で考え込まない
(できることから実行)
- ④親の立場より子どもの立場
(子どもの命を最優先)
- ⑤虐待は、あなたの周りにも起こり得る(特別なことではない)

あなたの連絡が 子どもを虐待から守ります

児童虐待は、皆さんの身近なところで起きているかもしれません。何か気になることがあったら、すぐに、県の児童相談所や市役所へ相談・通告(連絡)してください。通告(連絡)は、子どもと保護者に救いの手を差し伸べる大事な一歩です。

また、自分の子育てが虐待かもしれないと不安を感じたら、相談してみましよう。きっと、一緒に解決策を見いだしてくれます。



◎相談・通告(連絡)先

- こども課 ☎23-2684
- 山之口総合支所市民生活課 ☎23-2111 (閉庁時)
- 高城保健センター ☎57-3111
- 山田総合支所市民生活課 ☎58-6800
- 高崎福祉保健センター ☎64-1111
- 宮崎県南部福祉こどもセンター ☎62-4411 (閉庁時)
- 【児童相談所】 ☎22-4294



11月12日～25日は

女性に対する暴力をなくす運動

配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス／DV）は、夫婦や恋人関係にある親しい関係の中での暴力のことです。男性が女性から受ける暴力もありますが、女性が男性から受ける暴力が圧倒的に多い状況にあります。

最近では、大人だけではなく若い世代でもデートDVと呼ばれる恋人間の暴力が問題となっています。

これらの暴力をなくすため、毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間になっています。

他人に対する暴力をなくすためには、一人一人がかけがえのない大切な存在であることを認識して、相手も自分も大切にすることを大切にする気持ちを持つことが大事です。この機会に、「あなたが大切な存在であること」を家庭で話してみましよう。

都城市の現状

平成24年度に、市の女性総合相談に寄せられた相談件数は980件。そのうち、DV被害者からの相談は178件で、全体の約5分の1に当たります。

相談内容では、夫婦や恋人関係などのパートナー間の問題が最も多い356件で、そのうち、DVに関するものは74件でした。また、性的被害や、職場でのセクシャル・ハラスメントの相談も寄せられています。



暴力の種類

暴力にはさまざまな種類があり、単独で起こる暴力もありますが、多くはそれらが複雑に絡み合っており、被害者の身体と心を傷つけています。

- ① 身体的暴力
殴ったり蹴ったりするなど、直接的に力をふるうこと
- ② 精神的暴力
心ない言動などで、相手の心を傷つけること
- ③ 性的暴力
性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったこと
- ④ 経済的暴力
夫婦間で生活費を渡さないなどの行為

一人で悩まずに相談を 都城市女性総合相談

女性総合相談では女性の悩みや苦しみが生じる問題（DV、人間関係など）の相談を受け付けています。また、消費生活相談（借金や悪質商法など）と交通事故相談も併設していますので、いろいろな問題について幅広く相談することが出来ます。

悩みは一人で抱え込んでいても解決できるものではありません。どんなささいな事でも気軽に相談ください。



● 都城市女性総合相談

【女性相談員による相談】

平日の10時～16時

【女性臨床心理士による
こころの相談（要予約）】

日時 11月19日（火）

14時～16時

【女性弁護士による法律相談
（要予約）】

日時 11月26日（火）

13時～16時

◎相談専用電話 ☎23-71157

●女性ホットラインくすのき

毎週土曜日 14時～16時

☎36-0740